

～ 安心して暮らすために～

令和5年度 成年後見制度講演会 広島市市民後見人養成研修事前説明会

広島市社会福祉協議会では、「令和5年度広島市市民後見人養成研修」を実施します。
同研修の実施に先立ち、成年後見制度講演会及び市民後見人養成研修の事前説明会を開催します。
成年後見制度講演会のための御参加も可能です。

成年後見制度について知りたい方や市民後見人養成研修の受講に意欲と熱意のある方の
御参加をお待ちしています。

(注) 市民後見人養成研修の受講者は、本講演会・事前説明会へ申し込みを行い、
参加の上で、所定のレポートを提出いただいた方の中から決定します。

参加費無料
要申込

日時：令和5年6月9日（金）13:30～16:00

13:30～15:00 【成年後見制度講演会】

講師：弁護士 日野 真裕美 氏

内容：成年後見制度の基礎知識

成年後見制度を取り巻く社会情勢

15:10～16:00 【広島市市民後見人養成研修事前説明会】

説明者：広島市・広島市社会福祉協議会

内容：市民後見人について

市民後見人養成研修について



【場 所】 広島市総合福祉センター5階 ホールA・B・C
(広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま内)

【参加方法】 ⑦会場参加
①ライブ配信 (zoom) 視聴

【定 員】 会場参加、ライブ配信ともに各80名

申込期間：令和5年5月15日(月)～5月31日(水) **必着**

申込方法

電話、FAX、E-mail、郵送、申込フォームのいずれかの方法でお申し込みください。

申込みフォーム (<https://forms.gle/QQmrAbxLPV6g3UhLA>)

広島市社会福祉協議会のホームページ内からもお申し込みができます。

※電話でのお申し込みは、土日を除く8:30～17:15



参加時の注意事項

- 参加申し込み者へは事前に開催案内を送付いたします。
- ライブ配信視聴で参加される方は、zoom を利用した配信となります。開催日までに zoom アプリのダウンロードをお願いいたします。
- 参加費は無料ですが、オンライン通信費等は各自のご負担となります。
- ライブ配信のみのため、再配信はございません。録画・録音・スクリーンショットなどは禁止です。

申込先

主催 広島市成年後見利用促進センター (広島市からの受託事業)
電話 082-207-3367 FAX 082-264-6437
E-mail kouken@shakyohiroshima-city.or.jp
住所 〒732-0822 広島市南区松原町5-1 広島市総合福祉センター
(BIG FRONT ひろしま6階) 広島市社会福祉協議会内

裏面は参加申込書になっています

参 加 申 込 書

お手数ですが、参加申込書1枚につき1名のご記入をお願いします。

ふりがな			
氏 名			
住 所	〒	-	
電話番号 (日中連絡がとれる番号)			
参加申込み (☑してください)	令和5年6月9日(金) 13:30~16:00 ☐ ① 13:30~15:00 成年後見制度講演会のみ ☐ ② 13:30~16:00 成年後見制度講演会・ 広島市市民後見人養成研修事前説明会 ※「令和5年度広島市市民後見人養成研修」への参加を検討されている方は、 ②を☑してください。		
参加方法 (☑してください)	☐ ㊦ 広島市総合福祉センター(会場参加) ☐ ㊧ ライブ配信視聴(zoom参加)		
特記事項	要約筆記	手話通訳	車イス席
	要・不要	要・不要	要・不要
	(注) ○がない場合は、「不要」とさせていただきます。		

申込先 FAX:082-264-6437

申込期間：令和5年5月15日(月)~5月31日(水) **必着**

●このお申込みでお伝え頂いた個人情報は、講演会・事前説明会の運営にのみ使用します。

郵送時切り取り

【令和5年度 成年後見制度講演会・広島市市民後見人養成研修事前説明会】

日時：令和5年6月9日(金) 13:30~15:00 成年後見制度講演会
 15:10~16:00 広島市市民後見人養成研修事前説明会

会場：広島市総合福祉センター5階 ホールA・B・C(広島市南区松原町5-1 BIG FRONT ひろしま内)
 社会情勢によっては、会場開催を中止とし、オンライン開催のみとなる場合もあります。

※市民後見人養成研修は9月開講を予定しています。

受講対象となるのは、下記の全ての条件を満たしている方です。

- (1) 広島市に住所を有している方(かつ、実際に居住していること)
- (2) 令和5年4月1日現在で、70歳未満である方
- (3) 本研修の事前説明会に参加した方(令和5年6月9日実施)
- (4) 本研修にすべて参加できる見通しのある方
- (5) 市民後見人として活動する意欲があり、本研修修了後はバンクに登録し広島市内で継続的・安定的に活動できる方
- (6) 弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士、税理士、社会保険労務士の資格を持っていない方
- (7) 民法847条に定める後見人等の欠格事由に該当しない方

